

鳥取沿岸海岸保全基本計画の変更に関する検討委員会（第3回） 議事概要

日時：令和8年3月3日（火）13:30～14:30
場所：鳥取県庁第2庁舎4階 第34会議室（WEB併用）
出席者：黒岩正光委員長（鳥取大学）、安田誠宏委員（関西大学）
池田健二氏（日野川河川事務所）
徳田剛氏（鳥取市都市整備部河川公園課、代理出席：藤木保州氏、WEB）
山中敬太氏（米子市都市整備部、代理出席：小西博継氏、WEB）
沖島祐一氏（岩美町建設水道課、代理出席：中村友昭氏、WEB）
三ツ井和彦氏（湯梨浜町産業振興課、代理出席：足立哲治氏、WEB）
中原浩二氏（北栄町地域整備課、代理出席：岡本圭司氏、WEB）
黒田武氏（琴浦町建設住宅課、代理出席：岡本圭司氏、WEB）
福井真一氏（日吉津村建設産業課、代理出席：林原裕司氏、WEB）
福井真一氏（日吉津村建設産業課、代理出席：吉田尚央氏、WEB）
足立誠氏
（鳥取県農林水産部農林振興局農地・水保全課、代理出席：山田和弘氏、WEB）
村尾修一氏（鳥取県県土整備部河川港湾局）
藤本直幸氏（鳥取県県土整備部河川港湾局港湾課）
竹宮俊介氏（鳥取県県土整備部河川港湾局河川課）
椎木孝三氏（鳥取県県土整備部河川港湾局河川課企画担当）
和田律子氏（鳥取県県土整備部河川港湾局河川課企画担当）
矢隅健氏（鳥取県県土整備部河川港湾局河川課企画担当）
小田大地氏（鳥取県県土整備部河川港湾局河川課企画担当）

議事内容：（1）第2回海岸保全基本計画検討委員会の意見と対応
（2）パブリック・コメントの結果および計画への反映方針（案）
（3）市町村・関係機関への意見聴取結果および計画への反映方針（案）
（4）海岸保全基本計画の改定に向けた検討スケジュール

主な意見：

■議事（1）第2回海岸保全基本計画検討委員会の意見と対応
（2）パブリック・コメントの結果および計画への反映方針（案）
（3）市町村・関係機関への意見聴取結果および計画への反映方針（案）

主な意見：

■第2回海岸保全基本計画検討委員会の意見と対応について

- 【黒岩委員長】説明資料 P5 の No. 12 の対応する海岸保全基本計画のページがずれているため、P45 から P46 に修正すること。
- 【安田委員】説明資料 P12 の表のタイトルを「気候変動を考慮していないゾーン毎の計画護岸高、背後地盤高 一覧」から「気候変動を考慮前のゾーン毎の計画護岸高、背後地盤高 一覧」に修正すること
- 【黒岩委員長】説明資料 P12 や海岸保全基本計画に記載している注釈の位置を右づめから左づめに修正すること。
- 【藤本港湾課長】説明資料 P19 に追加した「日野川周辺ゾーンにおいては、気候変動を踏まえた L1 津波水位が一部背後地盤高を超過するが、気候変動には不確実性があるため」と記載しているが、設定した数値の確信度低いという意味か？また、日野川周辺ゾーンに関して使用している文章になっているため記載内容または表現を修正すること。
- 【竹宮河川課長回答】設定に使用した数値は、最新の知見である IPCC 第6次評価報告書に記載されている 2100 年時点の平均海面上昇量の予測値を使用している。予測値なので、上振れ・下振れの不確実性があり、必要に応じて見直しするといった意味で記載している。

【鳥取県回答】気候変動の不確実性に関しては、全体の予測に関しての内容を記載している。気候変動を踏まえた L1 津波水位を設定した際に、日野川周辺ゾーンのみ一部背後地盤高を超過する結果となったため、今後継続的に検討していくと記載している。海岸保全基本計画に記載している文章を修正する。

【安田委員回答】気候変動を踏まえた L1 津波水位は、現行の L1 津波水位に将来の平均海面上昇量（47 cm）を加算する方針で設定しており、日野川周辺ゾーンの一部で背後地盤高を超過することが明らかになった。「背後地盤高を超過する箇所については、施設設計時に詳細なシミュレーションを実施したうえで必要な対策を検討する。」といった内容に修正した方がよい。

【村尾河川港湾局長】説明資料 P20 に記載の表の幅を可能であれば統一すること。

■パブリック・コメントの結果および計画への反映方針（案）について

【安田委員】説明資料 P26 のパブリック・コメントの 2 番目の意見の回答について、この方は、サーフィン等で利用していた海岸に人工リーフ等が整備されて危なくなったと言っているとされる。サンドリサイクルを基本として海岸保全に取り組んでいるが、砂浜が減少して結局、海岸保全施設を整備していると思われている可能性がある。海岸保全基本計画の P56 に海岸保全施設を整備する際の基本理念として防護・利用・環境の 3 者が調和する海岸保全と記載されているが、海岸保全施設を選定する際にも環境や利用状況を踏まえて選定するといった文章が海岸保全基本計画に記載されていないため、追記した方がよい。

【黒岩委員長】鳥取県では、海岸保全基本計画策定後に鳥取沿岸土砂管理ガイドラインを作成し、海岸保全施設整備ではなく、サンドリサイクルを基本として海岸保全に取り組んでいくことを宣言している。砂浜を回復させるため、サンドリサイクルを基本とした海岸保全を推進しているが、海岸保全施設も整備している場合もあるため、懸念されてコメントされたと思われる。海岸保全施設を選定する際に環境や利用状況を踏まえて選定するといった文章を海岸保全基本計画に記載する必要がある。

【安田委員】鳥取県では海岸保全基本計画 P47 で H30 年以降、沖合施設整備が実施されていないが、一般的な面的防護方式は、海岸保全施設と養浜のセットで考える必要がある。例えば、人工リーフや離岸堤を嵩上げすると、流れが変化する場合も考えられ、環境・利用面への影響が発生する可能性がある。そのため、流れ場の変化の検討を行い、環境・利用面を踏まえて施設改良を実施する等、文言があればパブリック・コメントに対する回答になると思われる。

■市町村・関係機関への意見聴取結果および計画への反映方針（案）について

【村尾河川港湾局長】説明資料 P31 に記載している「赤崎」は誤字のため、「赤碕」に修正すること。また、海岸保全基本計画 P18 に記載している誤字も修正すること。

—以上—